

随意契約理由書

今回工事を行おうとする工事は、下記1の公共災害復旧工事（河川）である。

この工事の契約にあたっては、下記2の記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約によることとしたい。

1 工事概要

(1) 工事名	<u>公共災害復旧工事（道路）</u>
(2) 路・河川名	<u>国道288号外</u>
(3) 工事箇所名	<u>双葉郡双葉町大字山田地内外</u>
(4) 工事内容	<u>復旧延長 L=55.0m</u>

2 随意契約の理由

当該工事は、令和5年9月8日から9日にかけ令和5年台風13号による豪雨により被災した国道288号及び戎川筋の災害復旧工事を実施するものである。

国道288号においては、大雨に伴う増水により、河床の洗掘及び擁壁背面の侵食が発生し、石積擁壁が崩落したものである。

戎川筋においては、大雨に伴う増水により河床が洗堀され、護岸背面土砂の流出が発生し、護岸の沈下が生じたものである。

擁壁及び護岸については、被災拡大による民生への影響が懸念されることから、一刻も早い復旧事業の実施が求められている。

道路及び河川が大規模に被災し、さらなる被害拡大が懸念され早急な復旧が必要であるため、「公共工事に係る随意契約ガイドライン」2(2)ア」に基づき、緊急の必要により手続き等に相当の期間を要する競争入札ではなく、随意契約としたい。